

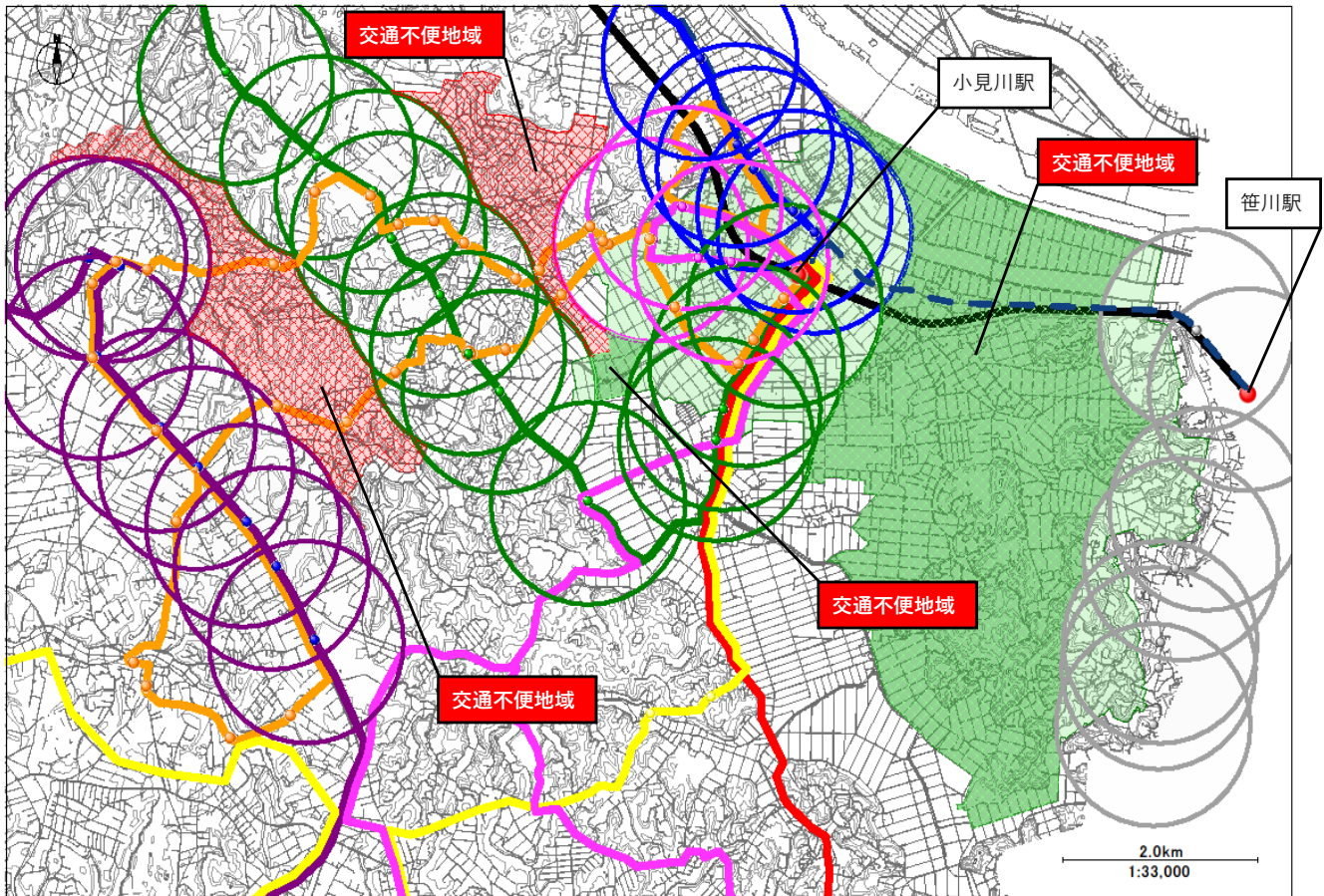
交通不便地域指定申請書（別表 7ハ②（2）関係）
（地域公共交通確保維持事業のうち地域内フィーダー系統確保維持関係）

1. 指定を受けようとする地域名
千葉県香取市下小野、小見川一部、野田、本郷、下小川、新々田、入会地、織幡、旗鉾、油田、虫幡、木内、上小堀、阿玉川、下飯田、岡飯田、布野、川頭、北原地新田、五郷内、和泉、貝塚、阿玉台、久保 （JR 小見川駅、JR 笹川駅及び地域間幹線バス系統である大倉線、神里線、上の台線、府馬線及び循環路線である山田循環バス、東庄町おでかけ号の停留所から半径 1 キロメートルの区域を除く）
2. 指定を受けようとする理由
当該地域は、交通不便地域の指定期間満了に伴い交通不便地域の指定を改めて申請する必要が生じた。
3. 指定を受けようとする交通不便地域へ導入する予定のフィーダー系統の概要
小見川循環バス（小見川駅～上の台～小見川駅） 小見川乗合タクシー（小見川中央・東・南地区全域）
4. 指定を受けようとする交通不便地域の人口
4,410 人（令和 3 年 3 月 31 日時点）
5. 指定を受けようとする期間
令和 3 年 10 月 1 日～令和 8 年 9 月 30 日
6. 協議会における協議年月日
令和 3 年 6 月 ● 日書面開催 第 41 回香取市地域公共交通協議会
7. その他特記事項

【添付書類】

- ・ 指定を受けようとする地域を示した地図（導入予定のフィーダー系統及び接続する地域間交通ネットワーク（地域間幹線バス系統、鉄道等）、当該地域内に存在する停留所等を記載してあるもの）
- ・ 指定を受けようとする地域の地区（町・字）の区分図
- ・ 関東運輸局審査方針1. 「（3）「停留所等」から除外できるもの」の①、「（4）停留所等からの距離「半径1キロメートル以内」を柔軟に取り扱うことができるもの」に該当する場合は、当該停留所等の状況を説明する資料
- ・ 交通不便地域の人口の挙証資料（地区別の人口がわかる資料）
- ・ その他参考資料

別添 指定を受けようとする地域を含む全体図



網掛 指定を受けようとする地域

千葉県香取市下小野、小見川一部、野田、本郷、下小川、新々田、入会地、織幡、旗鉾、
 油田、虫幡、木内、上小堀、阿玉川、下飯田、岡飯田、布野、川頭、北原地新田、五郷内、
 和泉、貝塚、阿玉台、久保

橙線 小見川循環バス（フィーダー系統）

緑罫 小見川乗合タクシー（フィーダー系統）

黒色 JR成田線（地域間交通ネットワーク）

【不便地域から除外する停留所等の系統】

青線 千葉交通大倉線 緑線 千葉交通神里線 紫線 千葉交通上の台線

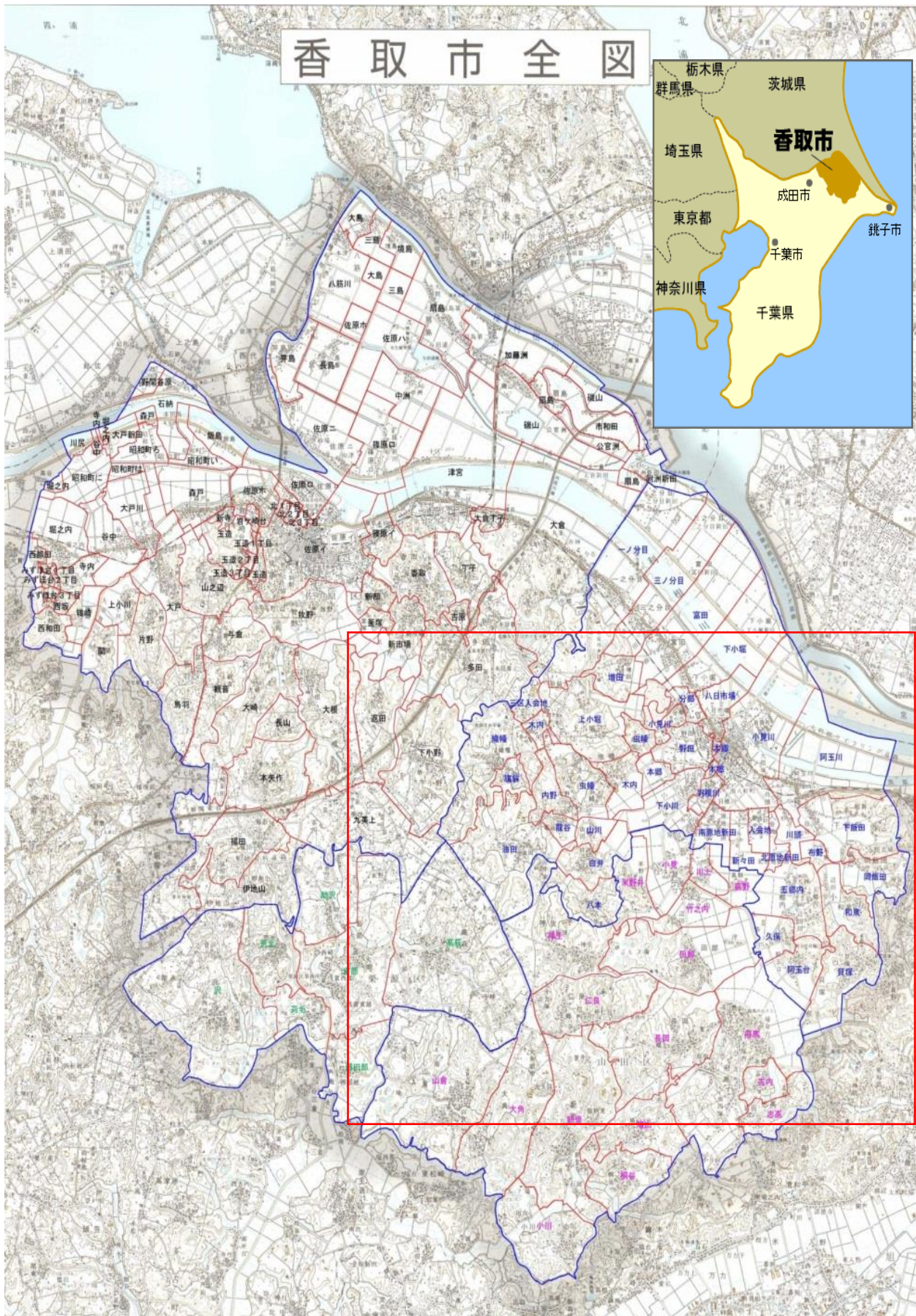
桃線 山田循環バス 黄線 栗源山田小見川線 赤線 千葉交通府馬線

紺破線 千葉交通高速バス東京佐原ルート（停留所は千葉交通大倉線と重複）

灰円 市域外停留所等（笹川駅、東庄町おでかけ号）

※指定を受けようとする地区に影響を与えない停留所及び円は省略

別添 指定を受けようとする地域の地区（町・字）の区分図



【住所別_住基人口・世帯・年齢別集計表R3.3_31現在.xlsx】より

住所コード	住所名	男	女	男女計	世帯計	不便地域区分
1050	下小野	330	330	660	264	①
4010	小見川	2,634	2,792	5,426	2,509	③
4070	野田	1,057	1,136	2,193	959	③
4080	本郷	152	159	311	146	③
4090	下小川	358	365	723	281	③
4120	新々田	66	69	135	55	④
4130	入会地	259	322	581	252	④
4200	織幡	221	203	424	177	①
4210	旗鉾	34	30	64	24	①
4220	油田	221	223	444	189	①
4280	虫幡	498	461	959	393	②
4290	木内	183	170	353	141	②
4300	上小堀	220	224	444	186	②
4320	阿玉川	436	437	873	335	④
4330	下飯田	290	292	582	240	④
4340	岡飯田	107	101	208	93	④
4350	布野	30	31	61	22	④
4360	川頭	49	53	102	28	④
4370	北原地新田	37	38	75	28	④
4380	五郷内	216	219	435	180	④
4390	和泉	60	45	105	45	④
4400	貝塚	143	195	338	160	④
4410	阿玉台	83	81	164	63	④
4420	久保	51	51	102	37	④
		7,735	8,027	15,762	6,807	

不便地域面積 (A)	地積 (B)	案分率 (A)/(B)
1,241,957	3,689,224	33.66%
82,975	5,094,931	1.63%
115,024	1,013,237	11.35%
30,165	560,410	5.38%
74,790	1,351,060	5.54%
426,607	682,550	62.50%
315,503	340,150	92.75%
1,047,999	2,870,694	36.51%
361,866	469,515	77.07%
1,989,810	3,828,517	51.97%
73,941	1,938,364	3.81%
384,539	1,109,438	34.66%
1,543,816	2,396,647	64.42%
2,533,056	3,800,813	66.65%
1,738,277	2,428,359	71.58%
494,556	1,325,915	37.30%
370,036	370,036	100.00%
601,394	601,394	100.00%
532,905	532,905	100.00%
1,856,800	1,856,800	100.00%
903,414	1,173,283	77.00%
1,139,045	1,981,071	57.50%
1,399,527	1,399,527	100.00%
868,142	868,142	100.00%
20,126,144	41,682,982	

住所コード	住所名	男女計	世帯計
1050	下小野	222	89
4010	小見川	88	41
4070	野田	249	109
4080	本郷	17	8
4090	下小川	40	16
4120	新々田	84	34
4130	入会地	539	234
4200	織幡	155	65
4210	旗鉾	49	18
4220	油田	231	98
4280	虫幡	37	15
4290	木内	122	49
4300	上小堀	286	120
4320	阿玉川	582	223
4330	下飯田	417	172
4340	岡飯田	78	35
4350	布野	61	22
4360	川頭	102	28
4370	北原地新田	75	28
4380	五郷内	435	180
4390	和泉	81	35
4400	貝塚	194	92
4410	阿玉台	164	63
4420	久保	102	37
		4,410	1,811

面積は、台帳管理アプリケーション及びGISからの算出値とする

●不便地域区分別人口

No.	不便面積	面積	人口	世帯数
①	4,641,632	10,857,950	657	270
②	2,002,296	5,444,449	445	184
③	302,954	8,019,638	394	174
④	13,179,262	17,360,945	2,914	1,183
計	20,126,144	41,682,982	4,410	1,811

①～④は交通空白地域のくくり

地域公共交通確保維持改善事業に関する交通不便地域の指定に係る審査方針について

令和3年5月14日

関東運輸局交通政策部交通企画課

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号。以下「要綱」という。）別表7.ハ②（2）及び地域公共交通確保維持改善事業実施要領（平成23年4月1日国総計第5号、国鉄財第4号、国鉄業第4号、国自旅第20号、国海内第8号、国空環第5号）2.（1）⑪に定める交通不便地域の指定について、関東運輸局における審査方針を以下の通り示すこととする。

1. 交通不便地域の指定対象について

指定対象とする交通不便地域は、地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金を受けて運行される系統（以下「フィーダー系統」という。）の利用を前提とする地域であって、半径1キロメートル以内にバスの停留所、鉄軌道駅、海港及び空港等（以下「停留所等」という。）が存しない地域とする。

詳細については、以下の通りとする。

（1）「フィーダー系統の利用を前提とする地域」の範囲

路線型運行の場合は、当該路線の利用を見込む地域を町・字単位で指定する。区域型運行の場合は、当該営業区域と同一の区域を指定する。

（2）「停留所等」に含むもの

定時定路線型の乗合バスの停留所（申請時点において新設又は移設が決定しているものを含む。以下、本項において同様とする。）のほか、利用者制限がなく一般利用が可能な無償の送迎バス等の乗降場所も含むものとする。また、隣接する市町村の運行するコミュニティバスや、隣接する市町村内に存する停留所等についても含むものとする。

（3）「停留所等」から除外できるもの

以下に該当する場合は、「停留所等」から除外できるものとする。ただし①については、事前に関東運輸局に相談するとともに、状況を申請書に明記すること。

①当該停留所等に係る系統等が、著しく運行本数が少ない等、当該地域の生活交通としてサービスレベルが低い

②申請時点において既に当該停留所等の廃止が決定している

③導入する予定のフィーダー系統（要綱別表7.ホ「②既に運行を開始しているもので地域公共交通計画に基づき新たに地方公共団体が支援を開始するもの」に該当する系統を含む。）及び既に補助対象となっているフィーダー系統の停留所

（4）停留所等からの距離「半径1キロメートル以内」を柔軟に取り扱うことができるもの

以下に該当する場合は、停留所等からの距離「半径1キロメートル以内」を柔軟に取り扱うことができるものとする。事前に関東運輸局に相談するとともに、状況を申請書に明記すること。

①地理的要因により当該停留所等に辿り着くのが極めて不便である

(例)・河川等により分断されており迂回を余儀なくされる地域

・当該停留所等に至る経路が急勾配となっている地域

2. 交通不便地域指定の申請者について

地域公共交通計画を作成する都道府県又は市町村が組織する地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項に規定する協議会（以下「協議会」という。）とする。ただし、要綱附則（国総地第121号、国自旅第504号、国海内第234号）第2条に基づき、令和6年度までの事業期間を含む申請については、生活交通確保維持改善計画を策定する協議会によることができる。

3. 交通不便地域指定の指定期間について

9月30日を末日とする5事業年度とする。ただし、同一の協議会が、既に指定を受けている地域の変更をしようとする場合（既に指定を受けている地域に加えて新たに別の地域の指定を受けようとする場合を含む）は、当該変更の指定期間の終期は、既に指定を受けている地域の指定期間の終期と同一とする。

4. 交通不便地域の人口算出方法について

申請する事業年度の前年度の3月末現在の人口を住民基本台帳から算出することとする。

5. 手続きについて

（1）協議会における協議

交通不便地域の指定を受けようとする協議会は、申請に当たっては、当該協議会の協議を経ることとする。

また、交通不便地域の指定を受けた協議会にあつては、毎年度、地域公共交通計画の認定申請を行う際の協議とあわせて、交通不便地域についても変更の有無を確認することとする。

（2）申請手続

交通不便地域の指定を受けようとする協議会は、以下の項目を記載した交通不便地域指定申請書及びその他添付書類等を、計画の申請と同時に関東運輸局長あて提出することとする。指定を受けようとする地域が複数存在する場合（既に指定を受けている地域が複数存在する場合も含む。）は、協議会ごとに1つの申請書にまとめて申請すること。

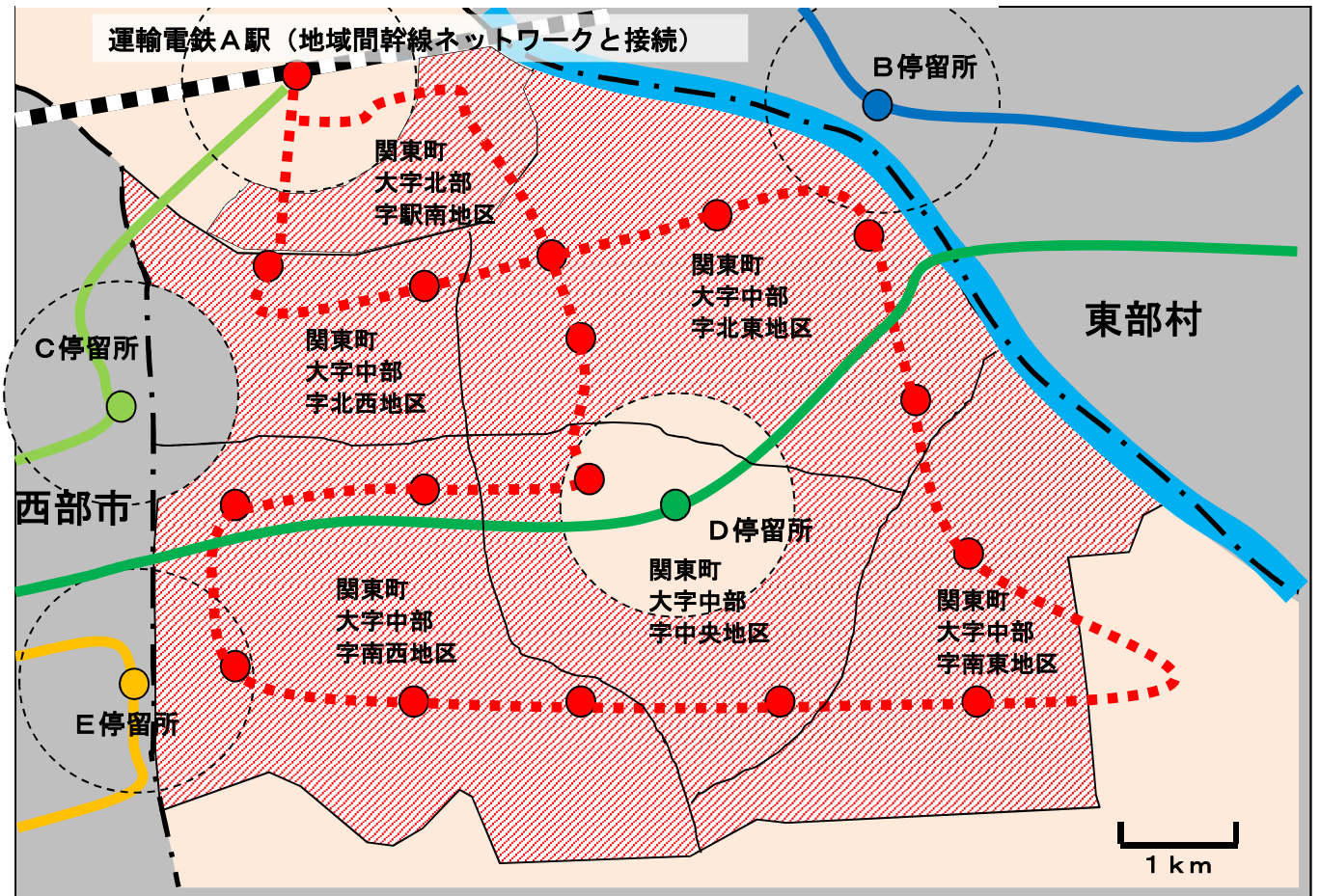
- ① 協議会の名称、住所、代表者氏名
- ② 指定を受けようとする地域名
- ③ 指定を受けようとする理由
- ④ 指定を受けようとする交通不便地域へ導入する予定のフィーダー系統の概要
- ⑤ 指定を受けようとする交通不便地域の人口
- ⑥ 指定を受けようとする期間
- ⑦ 協議会における協議年月日
- ⑧ 指定を受けようとする地域を示した地図（導入予定のフィーダー系統及び接続する地域間交通ネットワーク（地域間幹線バス系統、鉄道等）、当該地域内に存在する停留所等を記載してあ

るもの) (別添作成例参照)







- ⑨ 指定を受けようとする地域の地区(町・字)の区分図
- ⑩ 1. 「(3)「停留所等」から除外できるもの」の①、「(4)停留所等からの距離「半径1キロメートル以内」を柔軟に取り扱うことができるもの」に該当する場合は、当該停留所等の状況を説明する資料
- ⑪ 交通不便地域の人口の挙証資料(地区別の人口がわかる資料)
- ⑫ その他参考資料

以上

別添 作成例 【指定を受けようとする地域を含む全体図】



凡例

	指定を受けようとする地域（関東町大字北部字駅南地区・同町大字中部字北東地区・北西地区・中央地区・南東地区・南西地区）		
	関東町コミュニティバス（導入予定のフィーダー系統）		
【交通不便地域から除外する停留所等の系統】			
	運輸交通バス東部線		西部市無料巡回バス
【交通不便地域から除外しない停留所等の系統】			
	東部村コミュニティバス		西部市福祉バス

※1. 『(3)「停留所等」から除外できるもの』の①及び『(4) 停留所等からの距離「半径1キロメートル以内」を柔軟に取り扱うことができるもの』に該当する場合についての説明

- 隣接する東部村コミュニティバスのB停留所は、東部村との境界に川があり橋もないため、関東町大字北部字北東地区の住民利用は想定されません。（1. (4) ①に該当）
- 西部市福祉バスE停留所は西部市民65歳以上を対象としたバスであるため、関東町大字中部字南部地区の住民利用は想定されません。（1. (3) ①に該当）